

函館市観光振興財源検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 観光の振興に関する施策を実施するための財源の在り方について検討するため、函館市観光振興財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、観光の振興に関する施策を実施するための財源の在り方について検討し、市長に提言を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

(委員等)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員は、第 2 条に掲げる事務が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長および副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員およびオブザーバーで構成する。

2 オブザーバーは次の各号に掲げる組合の組合員各1人とする。

(1) 函館湯の川温泉旅館協同組合

(2) 函館ホテル旅館協同組合

3 委員会の会議は、委員長が招集する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。